

憲法と皇室典範
— 憲法第2条の改正について —

富 永 健

The Constitution and the Imperial House Law
— On the Amendment of Article 2 of the Constitution —

Takeshi TOMINAGA

皇學館大学現代日本社会学部

日本学論叢 第11号

令和3年3月

憲法と皇室典範

— 憲法第2条の改正について —

富 永 健

抄録 ●

憲法第2条は、「皇位は、…国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する」と定めている。本稿は、この規定の妥当性について考察を加えるものである。明治22年に制定された旧皇室典範は、わが国の歴史・伝統を踏まえて制定されたものであり、その形式も憲法と同格と考えられていた。しかし、戦後、制定された現行皇室典範は、民主化の名の下に、旧皇室典範とは性格の異なる「法律」として制定された。最も大きな相違点は、明治憲法が、皇室典範の改正は帝国議会の議決を要しない、と規定していたのに対し、現行憲法では、国会が皇室典範の内容を決定（改正）できるとされていることにある。戦後、この点に関する研究、あるいは改憲論議はあまり行われてこなかったが、わが国にとって、最も重要な問題である。本稿の結論は、憲法第2条を改正し、本来の皇室典範の形を取り戻すことを主張するものである。

Key words : 憲法第2条 皇室典範 憲法義解 憲法制定過程 憲法改正

1. はじめに

平成29年に、「天皇の退位等に関する皇室典範特例法」が制定され、同31年4月30日に「退位の礼」が挙行されて、翌日に御即位があり、令和の御代が始まった。こうした中で、皇位継承や関連の諸行事に注目が集まり、また「皇室典範」にも関心がもたれるようになった。今日、皇位継承に関しては、「女性天皇」や「女性宮家」を認めるかどうかについて議論がある。これらは、皇位継承に関わる、わが国にとっての重要問題である。同時にそれは、皇室典範の改正にもつながる問題でもある。

ところで、皇室典範に関しては、根本的な問題がある。その問題とは、現在の皇室典範のあり方（形式）に関わる問題であり、憲法第2条に関するものである。かつて葦津珍彦氏が、「帝国憲法時代とその名は同じく、皇室典範で定めるとは云ってゐるが、ここで所謂皇室典範とは、国会の過半数で随意に立法し改廃し得る一般法律にすぎない。国会の過半数の議決さへあれば、摂政期間中であれ何であれ、何の支障もなく改廃し得る」と説かれ、「現行皇室典範が、いまのままで一般法律と同じになってゐることは、皇位継承の重大事についての改廃に関しても、現行憲法下では天皇の裁可も同意も要しないことを意味してをり、はなはだしい欠陥と云はなければならない」と指摘されたその問題である⁽¹⁾。本稿は、この点に注目して、憲法第2条の改正問題として皇室典範を取り上げようとするものである。

以下、憲法と皇室典範をめぐる、明治の皇室典範の性質に触れ、戦後の現行皇室典範制定時の論点を取り上げたのち、改憲論を考察する。

2. 明治の皇室典範の制定と性質

明治22年2月11日に制定された皇室典範（本稿では必要に応じて、旧皇室典範または旧典範と記す）は、明治初年から、憲法と並んでその制定が進められ、「大日本帝国憲法」と同じ日に制定された法である。明治初年から、皇室にとって、と同時に国家にとっての重大事である「皇位の継承」その他皇室に関わる事項を成文化することが試みられた。

まず、その制定過程を瞥見する。明治9年9月に天皇より「憲法起草の勅語」が下され、当時立法機関と位置付けられていた元老院で国憲（憲法）の起草が行われた。第一次・第二次草案を経て、明治13年には、「国憲」（日本国憲按第三次草案）が完成する⁽²⁾。「国憲」の特徴として、「帝位継承」に関する章や帝室経費に関する章が設けられているなど、のちに皇室典範の内容に相当する規定を設けていることがあげられる。また、女子に皇位資格を認めていること（第2章第3条）や、皇帝が即位の礼を行う際に議会において憲法遵守の宣誓を行うこと（同第5条）なども特徴的である。

この元老院が作成した「国憲」に対しては、岩倉具視、伊藤博文らの強い反対があった。例えば、伊藤は、岩倉宛の書簡の中で、「各国ノ憲法ヲ取集焼直シ候迄ニテ我国体人情等ニハ聊カモ注意セシモノトハ察セラレズ⁽³⁾」と酷評している。

こうした中、翌14年3月に提出された大隈重信の意見書をめぐって、憲法論議が展開することになった。同年7月6日、岩倉は、建議書を三条太政大臣・有栖川宮左大臣を通じて天皇に提出した。その中の「大綱領」には、「一、欽定憲法之体裁用ヒラルベキ事」、「一、帝位継承法ハ祖宗以来ノ遺範アリ、別ニ皇室ノ憲則ニ載セラレ、帝国ノ憲法ニ記載ハ要セザル事」などが記され、また、「綱領」には、「一、漸進ノ主義ヲ失ハザル事」、「一、帝室ノ継嗣法ハ祖宗ノ遺範ニ依リ新タニ憲法ニ記載スルヲ要セザル事」などが記されていた⁽⁴⁾。この提言が入れられて、憲法とは別に皇室の憲則が裁定されることになったのである。のち、明治17年3月、「制度取調局」が設置され、伊藤博文のもとで、憲法草案を起草する際に示された七原則の一にも「皇室典範を制定して皇室に関係する綱領を憲法より分離する事」が示されていた⁽⁵⁾。

このような基本方針の下で、皇室典範が制定されることになった⁽⁶⁾。最初に作成された試案と目されるのは、明治19年初めに起草された「皇室制規」（全27か条）で、その特徴として、女帝・女系を認めていること、神器継承・即位の礼・大嘗祭等に関する規定が存しないことなどが挙げられる。この「皇室制規」に検討を加えたものが、19年6月10日に「帝室典則」（全18か条）として三条内大臣に提出された。「帝室典則」では女帝・女系は認められていない。20年1月には、柳原前光による「皇室法典初稿」が脱稿された。21章192か条からなる大部のもので、皇室制度に関して詳細な定めをしていた。女帝は認めていない点、譲位の制度を認めていた点、踐祚・即位・大嘗祭・元号等皇位継承に関する規定を設けている点に特徴があった。井上毅も、「皇室典範」案（全38か条）を脱稿し、同説明案とともに、20年2月26日、伊藤に提出した。柳原は、井上の意見を徴しつつ皇室典範の再稿に努めて、3月14日に草稿を完成した。これが全11章119か条からなる「皇室典範再稿」である。この再稿に対する審議を経て、4月に柳原三稿となる「皇室典範草案」（全12章79か条）が成

立した。この柳原案を送られたに井上がこれに修正を加えた草案を4月末に脱稿した(全77か条)。明治20年5月以降21年2月頃までは、憲法、議会法、会計法その他の法令の起草作業が進められ、21年3月になって再び皇室典範が検討されることになった。井上は、レスラー(ロエスレル)との答議、寺島宗則、伊藤博文の意見などを徴して、3月20日、12章68か条からなる草案を起草した。この案について、夏島において検討がなされ、同年4月に、12章66か条からなる「御諮詢案」が完成した。

ここで、皇室典範の改正規定について触れておこう。皇室典範に改正規定が現れるのは、上述の柳原三稿「皇室典範草案」である。その第79条に、「此典範ヲ改正増補セント欲スル時ハ皇族会議及内閣宮中顧問官ニ諮詢シ之ヲ決定スベシ」と規定されていた。また、21年3月の「ロエスレル氏皇室家憲ニ関スル答議」の中には、「王家家憲ヲ通常ノ法律ト同視スル主義ニ対シテ、王家家憲ヲ通常法律ノ如キ公布式ヲ要セサルノ事情アリ。各国ノ王家家憲ヲ觀ルニ、全ク公布セラレサルモノアリ。〔…〕殊ニ王位継承ノ秩序ハ、議院ノ議題ト為スヘカラサルモノナリ。何トナレハ若シ之ヲ議院ノ議題ト為ストキハ、英国ニ於テ屢々其例アル如ク、議院ハ国王ノ制可ナキニモ拘ラス王位ヲ自由ニ廢立スルニ至リ易ケレハナリ。⁽⁷⁾」などと述べられている。これがのちに皇室典範を公布しないとされたこと、また、井上の典範起草に影響を与えたものと考えられる。

5月25日、枢密院に皇室典範案が諮詢され、6月15日まで審議が行われ(第一審会議)、その結果、2か条が削除されるなどの修正がなされて、12章64か条となった。その後、22年1月18日の再審会議、2月5日の第三審会議を経て12章62か条の条文が確定し、2月11日、典範は公布されることなく、その制定が宮中三殿に報告せられた。

ところで、旧皇室典範上論の一節には、「我カ日本帝国ノ宝祚ハ万世一系歴代継承シテ朕カ躬ニ至ル惟フニ祖宗肇国ノ初大憲一タヒ定マリ昭ナルコト日星ノ如シ今ノ時ニ当リ宜ク遺訓ヲ明徴ニシ皇家ノ成典ヲ制立シ以テ丕基ヲ永遠ニ鞏固ニスヘシ」とあり、また伊藤博文著『憲法義解』序文には、「皇室典範は 歴聖の遺訓を祖述し、後昆の常規を垂貽し」とある(下線は引用者)。肇国以来歴聖により定まった遺訓を明らかにするもので、新規にこれを定めるも

のではない、というのである。また、憲法発布の際の「告文」には、「典憲」あるいは「皇室典範及憲法」と、両者が相並んで記されている点にも皇室典範の重要性が現れている。

ここで、本稿に関係する明治憲法および旧皇室典範の規定を示しておこう。

憲法第2条 皇位ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依リ皇男子孫之ヲ継承ス

第74条 皇室典範ノ改正ハ帝国議會ノ議ヲ経ルヲ要セス

皇室典範ヲ以テ此ノ憲法ノ条規ヲ変更スルコトヲ得ス

典範第62条 将来此ノ典範ノ条項ヲ改正シ又ハ増補スヘキノ必要アルニ当テハ皇室會議及枢密顧問ニ諮詢シテ之ヲ勅定スヘシ

さて次に、皇室典範の性質について取り上げる。これに関しては、佐々木惣一博士が三説に分類しておられるのが参考になる⁽⁸⁾。自主法説、国家法説、二重法説の三説である。

自主法説は、皇室典範を皇室の自主法ととらえる立場である。例えば、伊藤博文著『憲法義解』の「皇室典範義解序文」には、「皇室典範は皇室自らその家法を条定する者なり。故に硬式に依りこれを臣民に公布する者に非ず。而して将来已むを得ざるの必要に由りその条章を更定することあるも、また帝国議会の協賛を経る必要を要せざるなり。けだし皇室の家法は祖宗に承け、子孫に伝ふ。既に君主の任意に制作する所に非ず。また臣民の敢て干渉する所に非ざるなり⁽⁹⁾」とあり、皇室典範は、皇室の「家法」と記されている⁽¹⁰⁾。しかし、多くの憲法学者から指摘されているように、皇室典範は、皇室の家法にとどまらず、国家的性格（公的性格）をもった法であった⁽¹¹⁾（のちの明治40年の皇室典範増補は公布されており、また「公式令」には皇室典範の公布の様式が定められた）。

国家法説は、皇室典範は国家の法であって、皇室の自主法ではないと説く。たとえば、穂積八東博士は、「皇室典範ハ我カ皇室ノ根本大法タリ。抑々我カ国家ハ皇位ヲ以テ主権ノ本体ト為シ、民族ハ之ヲ中心トシテ其ノ周囲ニ發展セルモノナリ。故ニ皇位ト国家トハ同体ヲ為シ離ルヘカラス皇室ノ大法ハ国家ノ大法タリ。典範ト憲法トハ本其ノ実質ヲ異ニセス、…其ノ法章ノ形式ヲ異ニス

ルモ其ノ国体政体ノ根本法則タルノ實質ニ於テハ即チ同シ、故ニ典範ハ憲法ト共ニ国家根本ノ大法ヲ成ス者ナリ⁽¹²⁾」と説かれている。

二重法説は、皇室典範は国家の法であると共に皇室の自主法であると説く。たとえば、美濃部博士は、「皇室典範はその名の示す如く皇室の法であって、皇室の家長としての天皇の勅定に係るものであり、直接には皇室の制定法である」、「皇室典範は皇室の制定に係るものであるが、併しその内容に於いては、決して皇室御一家の事に止まるものではない」、「皇室典範はその制定者から言へば皇室の法であるが、その實質から言へば単純の皇室法ではなくして、同時に国家法でなければならぬ」と説かれている⁽¹³⁾。

また、旧皇室典範をめぐる重要な論点として、明治憲法と旧皇室典範の効力の優劣に関する議論を挙げることができる。憲法と皇室典範のいずれが上位にあるか、あるいは同位であるかをめぐる議論である。学説は、憲法優位説と同格説（同順位説、対等説）とに分かれる。

憲法優位説を説かれるのは、美濃部達吉博士である。美濃部博士は、「皇室典範ト憲法トノ効力ノ関係ニ付テハ、皇室典範ハ憲法ノ根柢ノ下ニ国法タル効力ヲ有スルモノナルヲ以テ、皇室典範ヲ以テ憲法ヲ変更スルコトヲ得ザル反シテ、憲法ノ改正ニ依リテハ皇室典範ヲ更することを妨ゲズ。前ノ原則ハ憲法(七四条二項)に其ノ明文アリ、後ノ原則ハ其ノ明文ナシト雖モ、憲法ハ国家ノ最高ノ意思ニシテ、皇室典範モ其ノ下ニ在リ、其ノ授權ニ依リ定メラレタルモノナルヲ以テ、是レ当然ノ原則ト認ムベキモノナリ⁽¹⁴⁾」と述べられている。

これに対し、上杉愼吉博士は、「皇室典範ノ内容ハ、皇位繼承ノ事、摂政ノ事ヲ初トシ、国家成立ノ根本ニ関スル法規ヲ包含シ、国体法ノ重要ナル一部ヲ成スモノタルハ云フヲ俟タス」、故に「皇室典範ハ、大日本帝国憲法ト相並シテ、我カ国家ノ實質的憲法ノ淵源タルモノナリ」と説かれ、「然レトモ皇室典範ハ形式上憲法法典ニ附属シ、其ノ一部ヲ構成スルモノニ非ス」とし、これは「我カ国体ノ根本ニ本ツクモノニシテ、我カ法制ノ一特色ナリトス、大日本帝国憲法ト共ニ、皇室典範ヲ制定スルヤ、之ヲ以テ形式上憲法ト相對立スル根本法トナセリ」と説かれている⁽¹⁵⁾。また、清水澄博士は、「皇室典範ト帝国憲法トハ

共ニ相對立シ國家最高ノ根本法トシテ各特殊ノ畛域ヲ有シ互ニ相侵スヘカラス〔…〕然ラハ帝國憲法ヲ以テ皇室典範ヲ變更スルコトヲ得ヘキヤ否之ニ付テハ何等ノ明文ナキヲ以テ可能ナルカ如ク考フル人ナキニアラスト雖皇室典範ハ憲法ト相並立シテ國家ノ根本法ヲ為ス不磨ノ大典ニシテ其ノ効力優劣アルヘキモノニ非ス⁽¹⁶⁾」と説かれている。

里見岸雄博士も、同格説に立たれるが、その根拠として、制定の時間が同時刻であること、制定の形式よりの観点（典憲は並び称されていること）、本文上の観点（憲法が授權者であることを証する明文はないこと）の三つの理由を挙げて、「典範及び憲法は、各形式に於て独立せる法であつて、その地位は全く対等である。然しそれは、両者が無関係だといふ意味ではない。典範及び憲法は極めて密接な関係、即ち、双照扶規の関係に立ってゐるのである。憲法は典範を照し、典範は憲法を照し、互に相照しつゝ、各々その任とする所を規律し、依つて以て、互に扶け合つて、天皇統治の権を遺憾なからしめんとしてゐるのである。この意味に於て皇室典範は、広義に於ける『大日本帝國憲法』であるといふ事が一層明瞭に理解せられる」(原文の傍点省略)と説かれている⁽¹⁷⁾。

憲法優位説は、憲法を國家の最高法規とみて、皇室典範をその下に位置づけるものであつたが、学界の多数は、同格説をとつていた⁽¹⁸⁾。憲法と皇室典範は、憲法發布の際の「告文」や皇室典範上諭に明らかなように、わが國の國體を明文化したものであつて、優劣の関係にあるものではなかつたのである⁽¹⁹⁾。

3. 現行皇室典範

(1) 制定経過

終戦後、わが國は連合國の占領下におかれ、GHQの主導で憲法改正が行われた。皇室典範に関わる事柄として、昭和21年2月上旬に日本政府からGHQに提出された「憲法改正要綱」(松本草案)に対して、GHQ民政局は、「天皇の權威および權力が、現実的には何ら變更もされず弱められてもいないことは、重要である。ここに提案されているこのような改正は、手續に関するもののみである。天皇制度はそのまま残り、しかも、議會による立法を必要としない皇

室典範にもとづき依然運営される⁽²⁰⁾」(下線は筆者)との見解を示している。これより前にアメリカ本国からマッカーサーに通知された「SWNCC-228」の結論の(d)の「日本人は、皇帝制度を廃止するか、あるいはより民主主義的な方向にそれを改革することを奨励支持されなければならない」を受けてのことと推察される。日本政府の改正案は否定され、マッカーサー元帥の命により、GHQの民政局で、憲法草案が起草されることになった。

GHQによって作成された「総司令部案(マッカーサー草案)」の第2条は、「皇位ノ継承ハ世襲ニシテ国会ノ制定スル皇室典範ニ依ルヘシ」と規定していた(第4条(現行憲法第5条の原案)にも「国会ノ制定スル皇室典範ノ規定ニ従ヒ摂政ヲ置クトキハ〔下略〕」との規定があった)。この条文に関して、2月22日に行われた日本側(松本内務相、吉田外相等)とGHQ民政局(ホイットニー局長、ケイティス陸軍大佐、ハッシー海軍中佐、ラウエル陸軍中佐等)との交渉の記録が残っている。それによると、次のようなやり取りがあった⁽²¹⁾。

松本「皇室典範が、国会によって制定されるべきだとされていることは、本質的部分なのではないでしょうか。現行の大日本帝国憲法のもとでは、皇室典範は、皇室によって作られています。皇室は自律権をもっているのです。」

ホイットニー「皇室典範は国民の代表者によって承認されなければ効力を生じないものとするのでなければ、国民が至高だという建前の尊重は、うわべだけのものになってしまいます。」

ケイティス「われわれは、イギリス国王がそうであるように、天皇も法の下にあるものとしたのです。」

ラウエル「現在では、皇室典範は、憲法の上にあるものです。」

ホイットニー「皇室典範も国会が制定するものでなければ、この憲法の目的とするところは、損なわれます。これは、本質的な条項です。」

松本「このこと、すなわち皇室典範も国会のコントロールのもとにあるということは、基本的原則なのです。」

ホイットニー「そうです。」

新しい皇室典範を国会が制定することによって、皇室典範のみならず皇位を

も、国会の統制の下に置こうとする意図が明瞭に示されている。ただ、その後日本側で作成された「三月二日案」では、「国会ノ制定スル皇室典範」の箇所は「国会ノ制定スル」を取って「皇室典範」とされ、同時に第106条に、「皇室典範ノ改正ハ天皇第三条ノ規定ニ従ヒ議案ヲ国会ニ提出シ法律案ト同一ノ規定ニ依リ其ノ議決ヲ経ベシ。前項ノ議決ヲ経タル皇室典範ノ改正ハ天皇第七条ノ規定ニ従ヒ之ヲ公布ス」とする。皇室典範を一般の法律とは別扱いの規定を設けた（天皇の発案権を認める。形式は法律である）。また、3月2日案に関する説明書には、「交付案に於ては、皇室典範を以て国会の制定に係るものとし全く法律と区別せざるもの如きも、是れ現行法制上皇室典範を以て皇室の自治権に基きたる特殊の法規とし其の改正に議会の議を経ざるものとせる主義に対比して、其の間に余りに大なる径庭あるが故に、本試案に於ては、皇室典範の改正は 天皇、内閣の輔弼に依り国会に対して之を発案すべきものとせる点に於て一般の法律とは異なるものとせり。此の改案は事の上実際には殆ど何等の差異を生ぜざるものなるも、形式名目に拘泥する我國民性に照し必要なる最少限度の緩和剤たり得べきものなりと思考す⁽²²⁾」と記されていた。しかし、これをGHQが受け入れることはなく、3月6日発表の「憲法改正草案要綱」では、「第二 国会ノ議決ヲ経タル皇室典範」とされ（「三月二日案」第106条の規定もなくなる）、4月17日の「憲法改正草案」では、第2条「皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する。」となった⁽²³⁾。

帝国憲法改正の手續に則り、憲法改正案は4月17日に枢密院に諮詢された。第2回審査委員会（4月24日）における河原春作顧問官の「皇室典範は法律に非ざるや」との質問に対して、松本内務大臣は、「当初は法律と異なるものにせんとしたるが目的を達するに至らざりき、本案にては法律なり」と答弁している。第3回審査委員会（5月3日）では、美濃部達吉顧問官の「皇室典範は法律の一種なりといふことに対しては疑あり。法律第 號〔ママ〕として公布せらるるか。然らば皇室典範の特質に反す。皇室典範は一部国法なるも同時に皇室内部の法にすぎぬものあり。此の后者に天皇は発案件〔権〕も御裁可権もないことはおかしい。普通の法律とは違ったものである。天皇が議会の議を経

ておきめになることにせぬと困る。」との発言に対し、入江俊郎法制局長官は、「内容は現在の皇室典範がそのままと考へぬ、将来は国務に関する事項のみとし度い、内部の事は皇室自らおきめになるとよいと考へた。」と答弁している⁽²⁴⁾。これらの論点は、さらに、次に見る臨時法制調査会および第90回帝国議会の審議でも取り上げられて議論されることになる。

同年6月20日に帝国議会に提出された憲法改正案(表題は「日本国憲法」)は、第2条に「皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する。」と規定していたから、旧皇室典範はそのままでは認められないことになり、新たに国会(まだ成立していないので帝国議会)が議決する「法律」として皇室典範が制定されることになった。

しかし、この制定過程においてもさまざまな議論があった。臨時法制調査会における議論、帝国議会における議論の順に取り上げよう。

① 昭和21年6月に発足した臨時法制調査会の第一部会が、皇室関係を所管し、皇室典範はこの部会において審議されることになった。第一部会の小委員会の審議の中でも、皇室典範がいかなる性格をもつべきかが議論となった。当時宮内省文書課長(法制局参事官を併任)であった高尾亮一氏の『皇室典範の制定経過』⁽²⁵⁾によれば、新皇室典範が法律としていかなる性格持つべきか、に関して次のような意見が表明された⁽²⁶⁾。(ここでこれを取り上げるのは、萩原氏とA事務官の意見が、今日、皇室典範の改正問題、同時に憲法改正問題を考える場合にも有益であると思われるからである。)

(一) 萩原徹氏(幹事)は、この新典範は〔中略〕「内容的に甚だ重要なものであるから、其の中に此の法律を改正するには両議院の三分の二の同意を必要とすることが適當ではあるまいか」と提案した。憲法草案第二条がこの法律について特に「国会の議決した皇室典範」と言っているのは、独自の性質をもつ法案であることを示しているようである、とも言われる。すなわち、典範の内容の主要部分は憲法的規定であるからというのが論拠である。

(二) 宮沢俊義氏(委員)は、皇室典範の性質は根本的に変わるものであるから、名称現行のまゝ踏襲するのは適當ではない。「皇室法」というべき

である。従って草案第二条に「国会の議決した皇室典範の定めるところにより」とあるのは「法律の定めるところにより」と、又第五条の「皇室典範」とあるのは「法律」と改むべきであると主張された。

(三) 法制局A事務官案によれば、皇室典範の改正は、特別の扱いをするものとし、皇室会議の議を経た後議会の「特別多数議決」を要するものとすべきである、ということであった。

② 第90帝国議会における「帝国憲法改正案」の審議においても、さまざまな議論がなされることとなった。(引用にあたっては、旧字体を新字体に、片仮名を平仮名に変えていることをおことわりする。下線は引用者による)

9月10日の貴族院憲法改正案特別委員会における佐々木惣一議員の「皇室典範と云ふのは矢張りさう云ふ特別の形式なのでありますか、唯普通の法律と同じやうなものであるか、それならば別に『皇室典範の定めるところにより』と云ふやうに憲法に規定しないでも、別に法律を拵へて、皇位継承等に関して法律第何号なり、或は其の法律の名称を皇室典範法と、斯う云ふ風に決めても宜いと思ひますが、兎に角皇室典範は議会の議決に依るのだけれども、皇室典範と云ふ、何かさう云ふ特殊の法があるかの如く思はれるのは、此の憲法の規定ではさうではないのでせうね」との質疑に対して、金森徳次郎國務大臣は、「仰せの如く皇室典範を法律学的な見地から申しますれば、一般の法律と毫末も異なる所はありませぬ、唯内容の特殊なる所に顧みまして、形式は、法律としては他のものと同じでありますけれども、特に是には憲法上特別なる名称を付与したと云ふだけなんです」、「従つて現在の秩序に於けるが如き憲法と皇室典範と相並んで対立すると云ふ考へ方とは違ひまして、上級下級と云ふやうな風に系統付けられて居るものと考へて居ります」と答弁している⁽²⁷⁾。

これより前、9月6日の貴族院憲法改正案特別委員会においても、皇室典範をめぐる質疑応答があった⁽²⁸⁾。松平親義議員の皇室典範制定の手續に関する質疑(新皇室典範は日本国憲法施行前に公布・施行されることになるのか)に対して、金森國務大臣は、「〔憲法が自分の考えているような運びをもって実施されて行くのなら〕間に合ふ時期迄にはどうしても両議院の議を経て皇室典範を制定せられなければならないと同時に、現在あります所の皇室典範は然るべ

き方法を以て是と入れ替るやうな手続が執られなければならぬ、斯様に考へて居ります」と答弁し、さらに松平議員が、「現在では皇室典範と云ふものは皇室の所謂宮務大権と云ふものは是は国務大臣の輔弼の範囲ではありません、宮内大臣の輔弼でありまして、是は国政に全然関係がないのであります、そこでどう云ふことになりますか、此の秋に仮に我々が皇室典範を審議致します時に、一体帝国議会に皇室典範の審議権と云ふものがあるのでありませうか、此の憲法に依りますれば明かにあるやうになつて居りますが、現行憲法に依りますと、皇室典範に関する限りは帝国議会には審議権がありません、其の二つの間に私は矛盾を感じますが、どう云ふ風にそこを考へたら宜しうございませうか御説明して戴きたいと思ひます」と質疑を行ったのに対して、金森国務大臣は、「今回の改正案の憲法は第二条が明かにして居りまするやうに、皇室典範は国会が議決すると云ふことになつて居ります、此の意味は先程ちよつと何となく疑を持つ言葉を以て御示しになりましたが、私は是は法律の一種であるとして考へて居ります、詰り法律たる皇室典範が此の憲法に依つては認められて居る訳であります、従つて此の憲法の実施される時に於きまして従前の皇室典範は其の存在を続ける理由が消滅を致しまして、さうして此の憲法施行の時からは此の二条に予想しまするやうな法律たる皇室典範が効力を持つて来るものと考へて居ります、そこでどうしても其の時に現行の皇室典範の運命が変化を受ける訳であります、而も新しきものが出来て来ますが、さう云ふ所を技術的に如何に調節するかと云ふ点に付きましては私共は腹案を持つて居ります、けれども御説の如く今日皇室典範其のものに付きまして政府が直接に働き掛ける訳には行きませぬ、是は皇室側と相談して其の連絡をうまくやつて行かなければならぬと思つて居りますが、淡泊に言へば皇室の方で皇室典範を一定の期日に御廃めになる、斯う云ふ御制定があり、其の切替に此の法律に依る皇室典範が出来まして、さうして二者の間の實質上の連繋が是亦法律に依つて保たれるやうに工夫をすれば形式上の要件は充たされるものと思つて居ります」と答弁している。

ここでは、新しく制定される皇室典範の性格についてと、旧皇室典範と現皇室典範との関係についての質疑応答を取り上げた。ここで重要なことは、現皇室典範は、旧皇室典範を廃止したうで制定されたわけではない、という点で

ある。旧皇室典範が存在しているなかで新典範が制定されたのである。また、旧皇室典範にはそれを廃止する規定はないのであるから（改正規定はあるが、もちろん、旧典範を改正して現典範が成立したものでもない）、両典範の関係をどのようにとらえればよいか、殊に、新皇室典範は、法的にどのように位置づけられるのか、という疑問が生じる。そしてこのことは、皇室典範ほか憲法附属法の審議がなされた第91回帝国議会で取り上げられることとなった。

③ 第91回帝国議会において皇室典範の制定に関わった衆議院皇室典範案委員会では、昭和21年12月7日に、政府により皇室典範案の説明がなされたが、その中で、金森国務大臣は次のように述べている⁽²⁹⁾。「現在既に皇室典範があるのでありまして、それと今回制定せられます所の皇室典範というものは、どういふ関係があるかといふことでありますが、憲法の上にはほぼ明らかになつておりますように、現在あります皇室典範と、これから法律でお定め願おうと思つております皇室典範とは、法律学的な考えから申しますると非常な別の種類のものになるわけであると存じております」。「現在の皇室典範は、憲法といわば並行しておるような関係になつておりまして、議会等は全然これに、関係することができない、ちよとど国の中に二つの掟の系統がありまして一方は皇室典範、一方は憲法というふうに判然としたる境があるようなふうになつておつたのであります、その後を受けまして、今回の憲法におきましては、法律をもつて皇室典範を定めるといふふうになりますので、そこに考へ方が根本的に非常に違つているわけであります。従来は制度が二つの源をもつておつた、典範と憲法と別になつておつた、今後は憲法という一つの傘の下に、すべての国の掟が皆系列をなし、ちやんと秩序整然たる系統をなして存在をしている、こういうことになる次第であります」。「現在の皇室典範の中の規定の全部がこの法律に制定せらるる必要はございませんで、その中の家法に属しまする部分を取り去りまして、国法として残されなければならない部分だけを今回の法律のなかに編み込む」、「実質の大部分は、一昨日総理が述べられましたように、著しい実質上の変化は設けてはおりません、極く欠くべからざる点だけを補正しておりまして、後はだいたい現行の秩序を踏襲しておりますが、しかし時代の変化によりまして、幾分かまかい所には、この機会に改善をするとい

うような部分も含まれておるわけであります」と。

ついで、貴族院の皇室典範案特別委員会の12月17日の質疑と答弁を紹介する⁽³⁰⁾。渡部信議員は、「〔旧典範は議会の議も経ておらず、また皇室典範という特別の形式であったが〕新しい典範は、改正されました憲法に依つて国会の議決を要すると云ふことになつて、形式も今度は法律案になつて居りますから、前後の皇室典範が直接に法規上の連絡を明かにすると云ふことは、是はもうむづかしいと云ふことは分りますので、憲法のやうに改正の形を採ることはむづかしいことは分るのであります。唯現在の皇室典範六十二条には、将来此の典範を改正し、或は増補する必要がある時には、皇族会議及枢密顧問に諮詢して勅定すると云ふことが書いてあります、公式令にも皇室典範のことはありますが、改正のことだけしかないのでありまして、さう云ふことから見ますと、何か皇室典範は法理上其の儘効力を失はしめることが出来ないと云ふやうに思はれるのであります、其の結果若し皇室典範を廃止するとか、効力をなくすると云ふやうなことになつても、其の廃止は無効だと云ふやうな議論が立つのではないでせうか」と説いた。これに対し、金森国務大臣は、「現在の皇室典範系統の法制は自発的に之を止めて戴いて、さうして其所が空白になつた時に、此の憲法に基いての皇室典範が現れて來ると云ふ道行きを執る方が、解釈上の煩雜を避けると云ふ意味に於てなだらかである、斯う云ふ風に考へて、今回の皇室典範は改正法ではなくて新に制定するものとして提出を致した訳であります」、「解釈に依りまして典範を改正増補する其の手續として皇室典範を廃止することも出来るのではなからうか、改正或は増補と云ふことを極度に延長して行きますれば、結局廃止と云ふ理論的な局面に到達致しますが故に、其のやうな解釈も生れるものではないかと思つて居ります」などと答弁している。

渡部議員が説くように、改正を拡大して廃止もできるという解釈は相当無理があると思われる。政府としては、無理を承知で、そうせざるを得ないということであつたのであろう。

こうした議論もあつたが、結局、昭和22年5月1日、天皇の勅定である「皇室典範及皇室典範増補廃止ノ件」により、旧皇室典範並びに皇室典範増補は、5月2日限りで廃止され、翌5月3日に新皇室典範が施行されたのである。こ

これらの現皇室典範の成立をめぐる議論は、今日、皇室典範のあり方を考える際にも大いに参照されるべきものと思われる。

4. 憲法改正論と皇室典範

皇室典範の性格をどのように捉えるかは、今日においても重要な論点であると思われる。これを憲法第2条改正論として見た場合、これまでに発表された憲法改正案（試案）の多くは、憲法第2条の改正には触れていない（たとえば、自由民主党『日本国憲法改正草案⁽³¹⁾』（平成24年）は、表記の改正のみである）。しかし、第2条の改正を主張するものもいくつか見受けられる。

- ① 産経新聞社『「国民の憲法」要綱』（平成25年）には、次のような改正案が提示されている⁽³²⁾。

第3条 皇位は、皇室典範の定めるところにより、皇統に属する男系の子孫がこれを継承する。

第8条 皇室典範の改正は、事前に皇室会議の議を経ることを必要とする。現行憲法の第2条に代えて、この第3条が設けられている。皇位の継承につき、「男系の子孫」としているのが特徴的であるが、ここでは、「国会の議決した」が削除されている点に注目したい。さらに、皇室典範の改正を定めた第8条を新設し、「法律」とは異なる法規範として皇室典範を位置づけている点に特徴がある。

- ② 日本青年会議所『日本国憲法改正草案』（平成24年）には、次のような規定がある⁽³³⁾。

第2条 皇位の継承は世襲制であり、皇室典範の定めるところにより、これを継承する。

現行憲法の第2条の条文から、「国会の議決した」を削除した規定となっている。他に皇室典範に関する規定がないので、皇室典範の性格が明確ではないが、少なくとも国会が関わらない点で、現皇室典範とは異なる法規範であることを示したものと見える。同草案の解説書には、「天皇を日本国の『元首』とし、わが国の皇室制度が永きに亘る伝統に基づいたものであることか

ら、皇室典範を一般の法律よりも優位に位置付け強調しました⁽³⁴⁾」と記されている(これに加えて、皇室典範の改正手続きに関する規定が必要となろう)。

③ 和田政宗氏『憲法「改定」試案』には、次のような案文が示されている⁽³⁵⁾。

第2条 皇位は世襲である。

2 天皇の位は、皇室典範の規定に従って、男系男子がこれを継承する。

第64条 皇室典範の改正は、国会の議決を要しない。

2 皇室典範をもってこの憲法の条文を変更することはできない。

明治憲法における皇室典範の位置づけに最も近い改正案である。この第2条は、明治憲法第2条の、同じく第64条は、明治憲法第74条の復活である。現憲法並びに現皇室典範制定の経緯から見て、この改正案がもっとも正当であると思われる。

このほか、条文の形式ではないが、日本会議『新憲法の大綱』(平成13年改訂)には、今後の検討事項として、「1、皇室典範の整備(踐祚(ぜんそ)及び大嘗祭、皇族の監督権等について明記し、皇統についても触れる。なお皇室典範は法律ではあるけれども、その改正のためには皇室会議の審議を要するものとし、皇室が実質的に関与することによって一般の法律とは異なる扱いをする)。」ことが記されている⁽³⁶⁾。また、たちあがれ日本の『自主憲法大綱「案」』(平成24年)には、「国の法律であり皇室の家法でもある皇室典範の制定・改正には、国会の議決のほかに、皇室会議の議を経ることを要する」ことが掲げられている⁽³⁷⁾。

これらの改正(試)案では、現憲法第2条の「国会が議決した」の削除を提案していること、あるいは、皇室典範の改正に特別の手續を必要としていることに特徴がある。上に見たように、占領下、GHQの強制によりその性格を変更させられた皇室典範のあり方を考えれば、本来の姿に戻す(明治憲法を参考にすべきである)ことが肝要と思われる。さらには、皇室や皇室典範に対する理解や知識が十分備わっているのかが不明な国会、また、様々な政治的主張、イデオロギーが存在する国会において、皇室に関わる問題が討議・決定(変更)されることには大いに疑問がある。こうした視点からすると、ここに紹介した改正(試)案は皇室典範のあり方を考える上で重要な意味をもっていると思われる。

5. 結論

以上、旧皇室典範並びに現皇室典範についての考察から、皇室典範は、法律とは異なる特別の形式をもった法であるべきこと、したがって、皇室典範の改正にも特別の手続を要すること、を実現すべきであると結論する。私は、最良の形は、皇室典範を本来の姿に戻すべきであると考え、すなわち、帝国憲法第2条の規定を復活し、皇室典範も旧皇室典範の形式と内容（そのすべてをとるわけではないが）にすべきであるということである。しかし、現実には、復元改正は困難であることから、実現可能な案を考えることも必要であろう。

そこで、考えられる修正（改正）案として、いくつかを提示しておきたい。

①現行憲法の第2条を、明治憲法第2条の趣旨を現した規定に改め、旧皇室典範の内容を基本とする皇室典範を制定する。また、憲法には、明治憲法第74条の趣旨を現した規定も設ける⁽³⁸⁾。

②現行憲法第2条の条文から、「国会の議決した」を削除し、皇室典範の改正については皇室会議の議を経て改正される旨を規定する⁽³⁹⁾。併せて、皇室典範に改正規定を設け、皇室会議の構成についても見直しを行う（皇族議員を中心とする）。

③現行憲法第2条はそのままとして、新たに、皇室典範を改正する場合には、両議院の特別多数決（例えば、出席議員の3分の2以上賛成）を要するとする規定を設け、かつ、国会に上程する前に皇室会議の議を経る旨を規定する⁽⁴⁰⁾。（皇室典範に改正に関する規定を設けることも必要となる）。

④国会の議決のほかに、皇室会議の議を経ることを要する旨の規定を追加する⁽⁴¹⁾。（最も小規模な改正である）

憲法改正と皇室典範改正によって、わが国本来の、あるべき国家、皇室の実現をはからねばならない。近年の皇室典範をめぐる議論は、皇位継承に関わるものが多いけれども（それはもちろん必要なことであるが）、本稿で取り上げた点も見過ごしてはならないと思う。憲法第2条の改正論が少ない中、本稿がこの問題を考える一助になれば幸いである。

註

- (1) 葦津珍彦「皇室典範と皇位継承法」神道文化会編『戦後神道論文選集』（神道文化会，昭和48年）71頁，80頁。
- (2) 「国憲」の条文は，阿部照哉・佐藤幸治・宮田豊編『憲法資料集』（有信堂，昭和41年）397～408頁参照。同頁には，第一次草案，第二次草案も掲載されている。
- (3) 稲田正次『明治憲法成立史（上巻）』（有斐閣，昭和35年）335頁。この書簡の日付は12年12月21日となっているが，稲田博士は，これを13年のものとされており，ここではそれに従う。
- (4) 多田好問編『岩倉公實記（下）』明治百年史叢書（原書房，昭和43年）717頁以下。
- (5) 金子堅太郎『憲法制定と欧米人の評論』（金子伯爵功績顕彰会，昭和13年）119頁。また，この原則については次のような説明がなされている。すなわち，「皇室典範を憲法より分離した理由如何と言へば，彼の欧州の憲法に王位継承を掲載した所以は，往昔政教一致の教義を破り，旧教と新教とに分かれたる際，王位継承者は或は旧教に限るとか或は新教に依るべしとか，全く宗教の鬭争より生まれたるものである。／然るに我が日本に於ては万世一系神祖の皇統に依る国体であるから，皇室の事項は憲法に掲げず，皇祖以来の典令に基き皇室典範を編成し，以て皇室及国体の尊嚴を奉戴する主義に依ることゝした」と（同書134頁）。
- (6) 旧皇室典範の制定過程については，明治神宮編『大日本帝国憲法制定史』（サンケイ出版，昭和55年）701頁以下，稲田正次『明治憲法成立史（下巻）』（有斐閣，昭和37年）958頁以下，小林宏・島善高編著『明治皇室典範（上）』（信山社，平成8年）1頁以下〔島善高執筆〕，島善高『近代皇室制度の形成』（成文堂，平成6年），小森義峯「皇室典範の成立過程と憲法上の問題点」同『天皇と憲法』（皇學館大学出版部，昭和60年）143頁以下，小嶋和司「帝室典則について」・「明治皇室典範の起草過程」小嶋和司憲法論集1『明治典憲体制の成立』（木鐸社，昭和63年）61頁以下および171頁以下等を参照。

「皇室制規」から「御諮詢案」までの条文については、小林・島編著『明治皇室典範（上）』を参照。以下、掲載頁を掲げる。「皇室制規」（345頁）、「帝室典則」（361頁）、「皇室法典初稿」（370頁）、「皇室典範」案（400頁）、「皇室典範再稿」（434頁）、柳原三稿「皇室典範草案」（457頁）、井上修正「皇室典範草案」（481頁）、「御諮詢案」（497頁）。なお、島・前掲『近代皇室制度の形成』177頁以下に、御諮詢案皇室典範と皇室典範義解が比較できるように掲載されており、参照するのに便利である。

- (7) 小林・島編著・前掲『明治皇室典範（上）』469-470頁。
- (8) 佐々木惣一「皇室典範及び皇室令」『法学論叢』第20巻第1号（昭和3年）4頁以下。
- (9) 伊藤博文（宮沢俊義校註）『憲法義解』（改版，岩波書店，令和元年）155-156頁。また、憲法起草に関わった伊東巳代治は、「夫レ皇室典範ヲ裁定スルノ権ハ天皇ノ大位ニ属スル自宰権即チ自治ノ特権ニシテ、天皇之ヲ皇室ニ使用シ其ノ天皇タルノ天職ニ依リテ皇族ニ対スル立法行政司法ノ権ヲ総攬ス」、「皇室典範ノ性質ハ、〔…〕国務ニ関スル規定ニアラズ皇室ノ内事ニ関スル条定ニシテ、独り祖宗ノ遺業ヲ継紹セル天皇ノ自治特権ニ由リテ之ヲ裁定スルノミ」と説いている（伊東巳代治遺稿・三浦裕史編『大日本帝国憲法衍義』（信山社，平成6年）9頁，206頁）。
- (10) 皇室の「家法」が強調されている点を『憲法義解』（註9）によって確認しておく。憲法第2条の説明には、「皇位の継承は祖宗以来既に明訓あり。…皇位継承の順序に至りては、…皇室典範に於てこれを詳明にし、以て皇室の家法とし、更に憲法の条章に之を掲ぐることを用るざるは、将来に臣民の干渉を容れざることを示すなり」（同書24頁）とされ、第74条の説明には、「憲法の改正は既に議会の議を経るを要す。而して皇室典範は独りその議を経るを要せざるは何ぞや。けだし皇室典範は皇室自ら皇室の事を制定す。而して君民相関かるの権義に渉る者に非ざればなり」（同書147頁）とされ、旧典範第62条の説明には、「憲法の改正の場合は議会の議に付するが、」[而して皇室典範に於ては独り皇族会議と枢密顧問に諮詢するに止まり、憲法と同一の規轍に依らざるは何ぞや。けだし皇室

の事は皇室自らこれを決定すべくしてこれを臣民の公議に付すべきに非ざればなり」(同書216頁)とされており、皇室に関する事項は皇室において決定せられるべき(議會や臣民は関わらない)との、制定者の意図が繰り返し述べられている。

- (11) 有賀長雄博士は、皇室典範が明治22年の制定時には公布されず、40年の増補の際には公布されたことに関連して、皇室典範の性質について次のように説かれている。有賀長雄『帝室制度稿本』(復刻版, 信山社, 平成13年, 初版は大正4年刊) 8-12頁。

(一) 皇室典範は立法の順序に於て帝国憲法よりも先きに制定せられ、帝国憲法に於て之を公認したる事／皇室典範は皇位に関係するもの、而して帝国憲法は皇位に在らせらるゝ一人の権力より出づるものなるが故に、思想の順序として典範は憲法の先きならざるべからず。〔中略〕斯く憲法よりも先きに制定せられ、憲法に於て公認する所の法章は、其の性質に於て国家公認のものたらざるべからず。

(二) 内容の性質に於て公然なるべき事／皇室典範を以て皇家の私事に非ず、国民全体の承知すべき公令の一種なりとする第二の理由は其の内容の如何に在り。皇位の継承の事や、摂政の置罷変更の事の如きは、之を国家の最大事と謂ふべく、皇族婚嫁の如きも、事、皇位の継承に係するが故に、之を私事と視るべからず。〔中略〕此等の規定は皆其の内容の性質に於て、全国の官庁及人民を拘束するものならざるべからず。換言せば一種の公令ならざるべからず。

(三) 憲法と対等のものたる法理を含蓄する事／〔中略〕憲法第七十四条の第二項に、「皇室典範ヲ以テ此ノ憲法ノ条規ヲ変更スルコトヲ得ス」との明文ありて、此の明文は憲法も典範も効力対等のものと視做すに非ざれば之を説明すべからざることは是なり。典範と憲法とが互に他を打消す効力あるものに非ざれば、此の規定は無意味に属す。一の法律が他の法律を変更するする如く、典範も憲法を変更する効力あるが故に、殊さら此の明文を立て、以て典範に因り憲法を変更する途を永遠に塞ぐ必要ありたるなり。〔下略〕

- (12) 穂積八束『憲法提要（修正増補5版）』（有斐閣，昭和10年）90-91頁．他に国家法説をとるものとして，市村光恵『帝国憲法論（改訂増補）』（有斐閣，大正11年）257頁，上杉愼吉『新稿憲法述義（増補改訂）』（有斐閣，大正14年）253頁以下，佐藤丑次郎『帝国憲法講義（増訂改版）』（有斐閣，昭和11年）28頁，金森徳次郎『帝国憲法要綱』（巖松堂書店，昭和9年）76頁等を挙げうる．
- (13) 美濃部達吉『逐条憲法精義』（有斐閣，昭和2年）109頁以下．それに続いて，皇室典範が国家および国民を拘束しうる根拠は，憲法にあると説かれている．すなわち，「憲法が皇室の事に関する自律の権能を皇室に与へ，此の自律権に基いて国家及び国民を拘束し得べきことを認めた結果に外ならぬ．…憲法の委任が無ければ，皇室の本来の権能としては，唯皇室御一家の内部の事柄を定め得るに止まり，それは国家又は国民に対しては全く効力を有しないものでなければならぬ」と（同書110頁）．
- (14) 美濃部達吉『憲法撮要（改訂第5版）』（有斐閣，昭和7年）106-107頁．ほかに，市村光恵博士は，「皇室典範ハ皇室内部ノ事ヲ規定スル国法ニシテ其効力ハ憲法ノ下法律ノ上ニ在ルモノナリ」，「吾人ハ典範ヲ以テ憲法ノ下ニ在リト解ス蓋シ憲法第七十四条第二項ニ皇室典範ヲ以テ憲法ノ条規ヲ変更スルコトヲ得スト云フ明文存スレハナリ」，「憲法ト皇室典範ノ規定トカ抵触スル場合ニハ典範ハ其効力ヲ失フ」と説かれている（市村・前掲書（註12）235・264・265頁）．
- (15) 上杉・前掲書（註12）255頁以下．
- (16) 清水澄『逐条帝国憲法講義』（松華堂書店，昭和7年）533-534頁．
- (17) 里見岸雄『天皇法の研究』（錦正社，昭和47年）514頁．（なお，本書は，昭和13年に出版された『國體法の研究』の再刊である．）
- (18) その他に，同格説をとるものとして，佐々木惣一『日本憲法要論（訂正第5版）』（金刺芳流堂，昭和8年）175頁以下，筧克彦『大日本帝国憲法の根本義』（岩波書店，昭和11年）211頁，宮澤俊義『皇室法』新法学会全集（日本評論社，昭和15年）5頁以下，金森・前掲書（註12）69頁以下等を挙げうる．

- (19) 小森義峯博士は、「授権説」（皇室典範は帝国憲法の授権によって生まれたと説く）ならびに憲法優位説および同順位説（同格説）を取り上げて、各学説を検討されたのち、同順位説を妥当とされるが、「その最大の根拠は、旧皇室典範は、皇位継承、神器継承、大嘗祭等々、日本の伝統的な国体法の成文化—帝国憲法の『告文』にいわゆる『皇祖皇宗ノ後裔ニ貽シタマヘル統治ノ洪範ヲ紹述スルニ外ナラス』—の部分をも最も多く含むからである。〔中略〕共に『国体法的規定』を中核として存在している点から、旧皇室典範と帝国憲法との間には、本来優劣の関係は認められない」と述べられている。小森義峯「剣璽御動座の合憲性」『産大法学』第9巻第2号（昭和55年）9-12頁。
- (20) 「日本の新憲法」『国家学会雑誌』第65巻第1号（昭和26年）33頁。
- (21) 高柳賢三・大友一郎・田中英夫編著『日本国憲法制定の経過Ⅰ』（有斐閣、昭和47年）394-395頁。田中英夫『憲法制定過程覚え書』（有斐閣、昭和54年）220-221頁も参照。なお、憲法調査会『憲法制定の経過に関する小委員会報告書』（憲法調査会報告書付属文書第二号、昭和39年）には、2月22日の会談について、25日の閣議での松本国務相の報告として、「六、松本いわく、皇室典範の文字には常に議会にて制定したとの形容詞がある。これを変えることはできないか。彼いわく、すべて人民の意思を尊重してなすべきものであって、原案を変更することはできない」と記されている（同書370頁）。
- (22) 前掲・『憲法制定の経過に関する小委員会報告書』387頁（なお引用にあたって、旧字を新字に、片仮名を平仮名に変え、また適宜濁点・句読点を付した）。この3月2日案の修正に関しては、GHQ側は、「前文はもちろん、第一章および第二章については、厳格に総司令部案によるべきことをあらかじめ宣言した」（同書392頁）。また、GHQとの審議にあたった佐藤達夫氏によると、「この審議においては、天皇に関する部分が最も厳密であり、なおその他の部分についても、基本的な事項については先方は一步も譲らなかった」とのことである（同書398頁）。
- (23) 総司令部案から憲法改正草案までの条文については、阿部照哉ほか・前掲書（註2）285-321頁を参照。第2条は、憲法改正草案以降、現行憲法

まで変更がない。

- (24) 枢密院における審議については、芦部信喜・高見勝利編著『皇室典範』日本立法資料全集1（信山社，平成2年）7-8頁参照。
- (25) 大原康男「資料紹介 高尾亮一『皇室典範の制定経過』」『國學院大學日本文化研究所紀要』第73輯（平成6年3月）231頁以下。
- (26) 同上・237-238頁。高尾氏によると、「この問題は、小委員会の席上閣屋委員から提出され討議に上ったが、多数の意見は新典範が一法律であること、ただし名称は「皇室典範」であることを確認しただけで、その後討論せられなかった」とのことである（同上・238頁）
- (27) 『貴族院憲法改正案特別委員会議事速記録第9号』18頁
「帝国議会会議録検索システム」<https://teikokugikai-i.ndl.go.jp/#/detailPDF?minId=009002531X00919460910&page=18&spkNum=65¤t=4>
（令和2年11月1日閲覧）
- (28) 『貴族院憲法改正案特別委員会議事速記録第6号』18頁・19頁
「帝国議会会議録検索システム」<https://teikokugikai-i.ndl.go.jp/#/detailPDF?minId=009002531X00619460906&page=18&spkNum=46¤t=7>
（令和2年11月1日閲覧）
- (29) 『衆議院皇室典範委員会議録（速記）第二回』3頁・4頁
「帝国議会会議録検索システム」<https://teikokugikai-i.ndl.go.jp/#/detailPDF?minId=009110895X00219461207&page=1&spkNum=0¤t=3>
（令和2年11月2日閲覧）
- (30) 『貴族院皇室典範案特別委員会議事速記録第二号』1-2頁，2頁
「帝国議会会議録検索システム」<https://teikokugikai-i.ndl.go.jp/#/detailPDF?minId=009100896X00219461217&page=1&spkNum=0¤t=2>
（令和2年11月2日閲覧）
- (31) 渡辺治編著『憲法改正問題資料（下巻）』（旬報社，平成27年）729頁以下。
- (32) 産経新聞社『国民の憲法』（産経新聞出版，平成25年）216頁，218頁。
- (33) 渡辺治・前掲書（註31）802頁。
- (34) 日本青年会議所『日本国憲法草案解説書』（日本青年会議所，平成24年）2頁。

- (35) 和田政宗『日本国憲法「改定」』（すばる舎・平成30年）235頁，261頁。
和田氏は，自民党所属の参議院議員である。
- (36) 日本会議HP『日本会議の「新憲法の大綱」について』
<https://www.nipponkaigi.org/opinion/archives/8502>（令和2年11月29日
閲覧）
- (37) 渡辺治・前掲書（註31）723頁以下（当該箇所は，725頁）。
- (38) 和田政宗『日本国憲法「改定」』（註35）を参照。なお，復元改正論に基
づく改正案として，「大日本国憲法草案（改憲のための小森試案）」小森
義峯編『日本憲法資料選（増補）』（嵯峨野書院，昭和57年）278頁以下が
ある。
- (39) 産経新聞社『「国民の憲法」要綱』（註32）参照。
- (40) 昭和21年の臨時法制調査会第一部会における意見（註26）を参照。また，
里見岸雄博士の『大日本国憲法案（再訂）』第27条第1項には，「即位式，
大嘗会その他皇室に関する規律は，国民議会の議決を経た憲法附属法た
る皇室典範の定めるところによる。」との条文が設けられ，『大日本国皇
室典範案』第42条には，「将来この皇室典範の一部を改正し又は新に増補
する必要あるに至り，天皇がこれを発議したときは，政府の輔弼を以て
国民議会の議に附する。／2 政府がこれを発議するときは，奏聞して勅
許を得た上で，国民議会の議に附する。／3 国会がこれを発議するとき
は，政府の同意を以て勅許を得た上で議決する。／4 両議院各々三分の
二以上の議員の出席が無ければ議事を開くことを得ず，出席議員三分の
二以上の多数を以て議決する。」との条文が設けられている。里見岸雄『憲
法・典範改正案』（錦正社，昭和43年）27頁，83頁。
- (41) 日本会議『新憲法の大綱』（註36），たちあがれ日本『自主憲法大綱「案」』
（註37）参照。なお，大石義雄博士の『日本国憲法改正試案』第2条第2
項には，「皇室典範の改正は，内閣が皇室会議に諮問し，国会の議決を経
なければならない。」との規定が置かれている。憲法調査会『憲法調査会
における各委員の意見』（憲法調査会報告書付属文書第一号，昭和39年）
738頁。

The Constitution and the Imperial House Law — On the Amendment of Article 2 of the Constitution —

Takeshi TOMINAGA

Summary

Article 2 of the Constitution states that “The Imperial Throne ... shall succeed to it in accordance with the Imperial House Law passed by the Diet. This article examines the validity of this provision. The former Imperial House Law, enacted in 1889, was based on the history and traditions of our country, and it was considered equal to the Constitution in form. However, the current Imperial House Law, enacted after the war, was enacted in the name of democratization as a “law” different in character from the old Imperial House Law. The most significant difference is that the Meiji Constitution provided that amendments to the Imperial House Law did not require a vote of the Imperial Diet, whereas the current Constitution allows the Diet to determine (amend) the content of the Imperial House Law. Although there has not been much research or debate on this point since the end of the war, it is the most important issue for our country. The conclusion of this paper is to argue that Article 2 of the Constitution should be amended to restore the original form of the Imperial House Law.

Key Words : Article 2 of the Constitution, Imperial House Law,
Commentaries on the Constitution of the Empire of Japan,
Constitutional Process, Constitutional Amendments

